

## 日本版スチュワードシップ・コードの受入れについて

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受入れ表明

ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・リミテッド、ジャナス・ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社、ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ（シンガポール）リミテッド、ヘンダーソン・インベストメント・マネージメント・リミテッド、アルファジェン・キャピタル・リミテッド（以下、個別に、また総称して、「ジャナス・ヘンダーソン」といいます。）は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》に賛同し、同コードを受け入れます。ジャナス・ヘンダーソンがどのようにスチュワードシップ責任を果たし、同コードの各原則を適用するか、各原則に対するジャナス・ヘンダーソンとしての方針は、以下の通りです。

**原則1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

ジャナス・ヘンダーソンの「責任ある投資の方針」は、ジャナス・ヘンダーソンのスチュワードシップ責任への取り組み方針を定めています。同方針は、ジャナス・ヘンダーソン・グループの以下のウェブ・サイトに公表しています。

<https://www.janushenderson.com/en-gb/adviser/esg-investor/>

**原則2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

ジャナス・ヘンダーソンは、コーポレート・ガバナンス及びスチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反が発生し得ることを認識しています。

利益相反が発生した際には、ジャナス・ヘンダーソンの株式運用責任者、ガバナンス&リスポンシブル・インベストメント・チーム責任者及びグローバル・コンプライアンス責任者（またはそれぞれの代理人）によって構成されるプロキシ・コミッティに対応が委ねられます。

同コミッティは、投資先企業に関する「目的を持った対話」（エンゲージメント）及び議決権行使について、ジャナス・ヘンダーソンの顧客・受益者の利益に最も資する最終判断を行います。

コーポレート・ガバナンス及び議決権行使の問題をジャナス・ヘンダーソンの親会社であるジャナス・ヘンダーソン・グループとの関連で検討する際には、ジャナス・ヘンダーソンが顧客・受益者に対して負っている受託者責任の順守を最も重要な原則と考えます。ジャナス・ヘンダーソンは、

ジャナス・ヘンダーソン・グループに対しても、顧客・受益者の利益を保護するために、他の全ての企業に対して適用する方針と同様の方針を適用します。

**原則 3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**

ジャナス・ヘンダーソンのファンド・マネジャー及びアナリストは、公開情報を通じ、投資先企業の状況を継続的に把握します。また、ジャナス・ヘンダーソンは投資に特化した専門リサーチ情報及びコーポレート・ガバナンス、環境・社会問題を調査対象とするリサーチ情報も入手、活用します。

ジャナス・ヘンダーソンは、投資先企業との定期的な対話を継続しています。これにより、長期的な企業価値の創造や持続可能な企業成長にとっての極めて重要な要因である、投資先企業の総合的な戦略、事業計画、計画達成状況、資本構成、提案された他社買収や自社部門の売却、企業責任あるいはコーポレート・ガバナンスなどの状況把握が可能となります。

**原則 4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。**

ジャナス・ヘンダーソンは、投資先企業に経営上の問題があると思われる場合や、適正基準が守られていない、あるいは情報開示が不十分と判断される場合には、ジャナス・ヘンダーソンの考え方を伝えるとともに改善を求めるといった積極的なアプローチを取ります。必要があれば、投資先企業と長期に及ぶ対話を続けます。

ジャナス・ヘンダーソンが行うこうしたエンゲージメントの内容は、投資先企業それぞれの状況次第です。ジャナス・ヘンダーソンの行動には、投資先企業へのアドバイザーを通じたコミュニケーション、担当役員とのエンゲージメント、協調的なエンゲージメント、さらに必要があれば株主総会での議決権行使において取締役会の提案に反対票を投じることなどが含まれます。

**原則 5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**

ジャナス・ヘンダーソンは、ジャナス・ヘンダーソンが株式を保有する全ての日本企業の株主総会において、顧客・受益者に代わって株主議決権を行使します。

投資先企業のコーポレート・ガバナンスの実態を評価する上で、ジャナス・ヘンダーソンは、ジャナス・ヘンダーソンのコーポレート・ガバナンス方針に基づき外部のリーサーチ情報及び議決権行使に関する助言を参考にします。

ジャナス・ヘンダーソンの議決権行使の方針は、投資先企業に対し、より高い基準のコーポレート・ガバナンスの設定を促すことにより、その持続的な成長に資することを意図しています。

ジャナス・ヘンダーソンの議決権の行使結果は、ジャナス・ヘンダーソン・グループの以下のウェブ・サイトで公表しています。

<https://www.janushenderson.com/en-gb/adviser/esg-investor/>

**原則 6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。**

ジャナス・ヘンダーソンは、議決権の行使結果を含めたスチュワードシップ責任の履行状況について、ジャナス・ヘンダーソンのウェブ・サイトで公表しています。ご要望あれば、さらに詳細な情報開示も可能です。

**原則 7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。**

ジャナス・ヘンダーソンは、顧客・受益者のための日本市場での投資において長年の実績があり、ファンド・マネジャー及びアナリストは日本企業とのエンゲージメントにおいて豊富な経験を有しています。

ジャナス・ヘンダーソンのガバナンス・アンド・リスポンシブル・チームは、投資運用チームと密接に協力することにより、ジャナス・ヘンダーソンの投資決定プロセスやエンゲージメント・プロ

セスが、投資先企業の環境・社会・ガバナンスに関する取り組みをより考慮したものとなるよう努めています。

ジャナス・ヘンダーソンのスチュワードシップ活動の成果については、ジャナス・ヘンダーソン・グループの以下のウェブ・サイトで公表しています。

<https://www.janushenderson.com/en-gb/adviser/esg-investor/>